（郵便物認可）　（本號六頁）　明治廿三年八月二日

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千七百三十四號
明治廿三年八月二日　土曜日
舊曆庚寅六月十七日（乙、卯）
月出午前四時十五分　入午後六時十三分
月出午後八時零九分　入午前五時五十三分
滿潮午後六時二十六分
（西曆一千八百九十年）

博覽會出品投票の開札

兼て募集したる第三回内國勸業博覽會出品の投票は昨三十一日迄の期限にして開票の結果は早速紙上に報告す可き筈なれども募集の廣告以來昨日に至るまで續々本社に達したる投票は非常の多數にて机上に山を成し隨て其調査方も非常の手數を要する次第に付き全く調査を終り之を公にするは數日の後に在る可し此段豫め廣告致候也

明治廿三年八月一日　時事新報社

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金六圓〇一箇年前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇時事新報社より直接に郵便にて發送スルモノニ限り右定價の外に一箇月十五錢の郵送料を申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行一回付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

兼議院の議事

我國に於ける國會の由來を尋ぬれば士族が士族流の治國平天下說を抱きて之に文明流の公議輿論說を混和し以て一部藩閥の勢力を破り以て宿昔青雲の志を滿足せんとするに始まり之に加ふるに政府部内の事情を以てして其風聽力の所在は範圍も左まで廣からざりしに一朝政論の社會に勃興するに及び非常の速力を以て天下を震動し野の末、山の果、殆んど隈なく行渡りて政治に關なう實業家までも共に〳〵其聲に應じ陰に陽に贊成の意を表するに至りたるは政論家の滿足想ひ見るべしと雖も是亦自由緣あるみとにて單に政論家の腕前のみに歸す可らず明治政府は維新兵馬の餘勢を承けて財政其だ困難ある上に社會一般文明の變觀に醉ひ又その有樣を義み民力漸く涸渴して如何なる經世家も即治の政略を奏するに苦しみ要は勵精勤儉の外なき場合なりしかとも政府の方針は愛に出でずして各種の小經營を企ふ政務の範圍を擴張して繁文の弊に陷り其結果たる利を見ると雖だ稍にして偶々人民の私權を妨るの事情さへ少なからざる其抵術、實然たる民間の者共が國會開設と聞き是れは至極結なりと同意を表したるまでのことにして其意歌て責任内閣を目的としたるにわらず、當時の國會の自由と熱望したるにも非ざるや知るべしとなれば多勝の者が議員は政論家の所謂自由權利を知らず[illegible]んするにも非ずして唯政務をして唯の[illegible]知らしめ上義ヶ敷として安樂の境に遊[illegible]として其意歌なる一事に止まるのみ更に一歩を進[illegible]せしむるや否やは疑[illegible]のと云ふ人あれども不可ふかが如し故[illegible]

[illegible]

[illegible]